

# 東京セントラルNEWS VOL. 1

## 自転車加害事故急増しています！

### 自転車事故による加害事故例

- 高校2年生の男子が、登校時に猛スピードで下り坂を走行中、高齢者と衝突し、高齢者は転倒して死亡。(損害賠償額 1,054万円)
- 高校1年生の女子が、道路の右側を走行中に対抗してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒、後日死亡。(損害賠償額 2,650万円)

これは、自転車による事故での損害賠償事例です。この他にも、携帯メールをしながら自転車に乗っていた女子高校生が歩行者に追突、後遺症を残す重症事故を起こし、民事訴訟で約五千万円の損害賠償が命じられたケースもあります。弊社でも年に何件か保険が適用される自転車による事故報告があります。

皆さんも歩行中に突然自転車が出てきてぶっかかりそうになったり、また逆に自転車に乗っていてぶっけそうになったりと、怖い思いをしたことがあるのではないのでしょうか？

国内の自転車保有台数は約7千万台。自転車は免許が要らない最も身近な乗り物ですが、ひとたび歩行者に衝突すれば相手を死亡させてしまうこともあります。

自動車のように、自賠責保険に加入義務のない自転車の運転者は、自転車事故による損害賠償請求をされると多額の支払を自己負担しなければなりません。

特に、メールをしながら、傘を持ちながらなど、“ながら”が原因の死傷事故が賠償金支払に繋がっております。

これが仮に未成年のお子様ที่起した事故であっても、お子様自身に損害賠償請求が来ることになるでしょう。また、民法第714条では「責任弁済能力のない者の責任は監督義務者がその責任を負う」としていますので、事故の被害者は、加害者の親等に対して損害賠償請求をすることができます。

統計データによると、この10年で自転車対自動車の事故件数は約1.2倍に増加し、自転車対歩行者の事故件数は約4.6倍に増加しています。

また自転車運行中の死亡者数は交通事故死亡者数の約16%を占めます。

このような自転車での事故に対応できる保険としては、個人賠償責任保険がありますが、今では、この補償のみで販売している保険会社はほとんどありません。

しかし、傷害保険や火災保険、自動車保険に特約としてこの補償をつけることができます。今一度、この特約が現在ご加入の保険についているか確認してみましょう。



### 今日のポイント

1. 自転車事故で高額賠償の可能性
2. 自転車事故は交通事故全体の2割超
3. 10年で4.5倍に増えた対歩行者事故
4. 個人賠償責任保険に加入しているか確認